

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 2 法人の納税義務者</p> <p>8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第 2 9 4 条第 1 項第 5 号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法 2 9 4 ①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）</p> <p style="margin-left: 2em;">この場合においては、次の諸点に留意すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) ～ (5) 略</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 市町村民税</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 納税義務者</p> <p style="text-align: center;">第 2 法人の納税義務者</p> <p>8 市町村内に事務所又は事業所がある法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下「人格のない社団等」という。）を含む。）で法人税を納付する義務があるものは均等割及び法人税割の納税義務者であり、市町村内に事務所又は事業所がある法人税法第 2 条第 5 号の公共法人、市町村内に事務所又は事業所がある公益法人等（同条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合_____、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第 1 0 6 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）で法人税を課されないもの又は市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）のみを有する法人は均等割の納税義務者であり、法人課税信託（法第 2 9 4 条第 1 項第 5 号に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所があるものは法人税割の納税義務者であること。（法 2 9 4 ①Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・⑦）</p> <p style="margin-left: 2em;">この場合においては、次の諸点に留意すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) ～ (5) 略</p>

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12～16 略

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第314条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

第2節 課税標準及び税率

第3 課税標準

12～16 略

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第314条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

17の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2) 及び(3) 略

18～21の2 略

第4 税率及び税額の計算

22及び23 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（3）から（7）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2) 及び(3) 略

18～21の2 略

第4 税率及び税額の計算

22及び23 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（（3）から（7）までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該

所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(5) 略

(6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び(7)に掲げる寄附金を除く。）

(7) 略

24の2～24の3 略

24の4 略

24の5 略

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。（法314の8、令48の9の2）

25の2～28の3 略

第4節 賦課徴収

所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(5) 略

(6) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び(13)に掲げる寄附金を除く。）

(7) 略

24の2～24の3 略

24の5 略

24の6 略

25 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国において課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の国税の控除限度額並びに法第37条の3及び令第7条の19第3項の道府県民税の控除限度額_____を超える額があるときは、国税の控除限度額に100分の18を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められるものであるが、控除余裕額の限度額への加算その他外国税額控除制度の運用に当たっては、52を参照すること。

なお、所得割の納税義務者の前年度以前3年度内の各年度における所得割額の計算上法第314条の8の規定により控除すべき外国の所得税等の額のうち当該所得割を超えることとなるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その額を還付することなく、その額を繰越控除するものであるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものであるときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除を行うものであること。（法314の8、令48の9の2）

25の2～28の3 略

第4節 賦課徴収

第8 法人の市町村民税の申告納付

44 略

45 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の6⑥・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②）

(2)～(5) 略

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③）

(7) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤）

(8)～(12) 略

(13) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑩）

45の2 略

45の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当

第8 法人の市町村民税の申告納付

44 略

45 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292④IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤_____・8の3⑤・9の2④_____・41の12④_____・42②）

(2)～(5) 略

(6)～(10) 略

45の2 略

45の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）_____及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法321の8①前段・②、令48の10・48の10の3）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

49の2 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。（法321の8②）

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

50及び51 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項_____、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の5)

50及び51 略

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額_____

人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第6項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8④、令48の13）

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の9.7を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令48の13⑦）

(3) 各事業年度又は各連結事業年度の外国の法人税等が全額法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度又は連結事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度若しくは連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（4）及び（5）において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度若しくは連結事業年度前の事業年度若しくは連結事業年度において、法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13②）

(4) 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当

並びに法第53条第24項及び令第9条の7第4項の道府県民税の控除限度額_____を超える額があるときは、令第48条の13第5項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8④、令48の13）

(1) 略

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として国税の控除限度額に100分の12.3を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、国税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令48の13⑤）

(3) 各事業年度又は各連結事業年度の外国の法人税等が全額法人税額及び_____道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度又は連結事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度若しくは連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（4）及び（5）において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度若しくは連結事業年度前の事業年度若しくは連結事業年度において、法人税額、道府県民税_____の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13②）

(4) 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当

該事業年度又は連結事業年度の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第8項の規定による額を当該事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令48の13⑧）

(5) 略

(6) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑨～⑰）

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。（令48の13㉓）

(8) 令第48条の13第20項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度

該事業年度又は連結事業年度の法人税額、道府県民税 _____ の法人税割及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第6項の規定による額を当該事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令48の13⑥）

(5) 略

(6) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑦～⑱）

ア及びイ 略

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。（令48の13㉔）

(8) 令第48条の13第18項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度

においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13⑳～㉔)

ア及びイ 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の4の規定により補正することとされているものであること。(令48の13)

(10) 法第321条の8第24項の規定による法人税等の額の控除に関する規定は、令第48条の13第30項の規定の定めるところにより申告に係る控除に関して記載された金額を限度として適用するものであること。

53～57 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の2③)

58の2～63 略

においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13⑲～㉔)

ア及びイ 略

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数にあん分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第5項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第32項及び規則第10条の2の4の規定により補正することとされているものであること。(令48の13)

(10) 法第321条の8第24項の規定による法人税等の額の控除に関する規定は、令第48条の13第28項の規定の定めるところにより申告に係る控除に関して記載された金額を限度として適用するものであること。

53～57 略

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものとする_____。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8④、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の2③)

58の2～63 略

たがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課することができないものであること。（法442）

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車については、道路運送車両法第58条の自動車検査証（以下この章において「自動車検査証」という。）を交付されたものである場合にあってはこれに記載された使用の本拠の位置に、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証を交付されたものである場合にあってはこれに記載された使用の本拠の位置に、その他の場合にあってはその所有者の住所地に、それぞれその主たる定置場があるものとして取り扱うこと。

(3) 略

2の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者が住民基本台帳法第24条の規定による転出届をして他の市町村に転出した場合その他の原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が他の市町村へ異動したと認められる場合においては、異動前の市町村は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者に対して標識の返納を求めることとなるが、なお標識の返納がなされないときは、異動前後の市町村が連携し、適正な課税を行うこと。

3～6 略

7 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この章において「車両番号の指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下この章において「平成26年改正法」という。）附則第15条第1項の表「新法第444条第1項第2号ロ」の項及び同表「新法第444条第1項第2号ハ」の項により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。（法444①、平成26年

たがって被けん引車に該当する原動機付自転車に対しては、軽自動車税を課することができないものであること。（法442）

2 略

(1) 略

(2) 軽自動車については、道路運送車両法第58条の自動車検査証（以下この章において「自動車検査証」という。）を交付されたものである場合にあってはこれに記載された使用の本拠の位置に、道路運送車両法施行規則_____第63条の2第3項の軽自動車届出済証を交付されたものである場合にあってはこれに記載された使用の本拠の位置に、その他の場合にあってはその所有者の住所地に、それぞれその主たる定置場があるものとして取り扱うこと。

(3) 略

3～6 略

改正法附則 1 5 ①

8 (1) 市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。また、その税率の設定に当たっては、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法444③）

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る軽自動車税の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。なお、この場合も、他の区分に係る軽自動車税の税率と均衡を失しないようにしなければならないことに留意すること。（法444③）

9 略

10 略

11 略

12 略

13 3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、法附則第30条第1項の規定により読み替えられた法第444条第1項第2号ロ及びハに規定する標準税率が適用されること。したがって、3輪以上の軽自動車については、経過年数を求めるため、初めて車両番号の指定を受けた月（初度検査年月）

7 (1) 市町村は、標準税率が規定されていない軽自動車等又は標準税率の区分により難い軽自動車等については、軽自動車等の用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができるものであるが、ここでいう「その他の軽自動車等の諸元」とは、用途、総排気量、定格出力のほか、軽自動車等の構造（長さ、幅、高さ等）、装置等軽自動車等を構成している諸要素をいうものであり、具体的には、自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条第2項第1号に規定する諸元表に掲げる項目がこれに該当するものであること。_____

(2) 小型特殊自動車で農耕作業用のものについては、その構造及び用途からみて、道路において運行の用に供される場合が一般的に少ないと認められることにかんがみ、これらの軽自動車等に係る軽自動車税の負担を軽減するよう税率を定めることが適当であること。_____

8 略

9 略

10 略

11 略

を把握する必要があること。(法444①、附則30①)

14 平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、平成26年改正法附則第15条第1項の表「28年新法附則第30条第1項の表第444条第1項第2号口の項」の項及び同表「28年新法附則第30条第1項の表第444条第1項第2号ハの項」の項により法附則第30条第1項の表の中欄に掲げる税率が読み替えられ、同表の下欄に掲げる税率が標準税率として適用されること。(法444①、附則30①、平成26年改正法附則15①)

15 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関(当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。)により走行するものをいうものであること。(法附則30①、則附則8の3の4②)

16 平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車については、「初めて車両番号の指定を受けた年」までしか分からないため、経過年数の起算点を当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた年の12月としていること。(法附則30①、平成26年改正法附則14②)

第9章 目的税

1～6 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1) 略

(2) 一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村が、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金_____

第9章 目的税

1～6 略

7 国民健康保険税に関する事項

(1) 略

(2) 一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村が、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による前期高齢者納付金(以下「前期高齢者

_____等及び同法の規定による後期高齢者支援金等_____並びに介護保険法_____の規定による納付金_____の納付に要する費用を含む。

)の分賦金に充てるため、国民健康保険税を課することができるものであること。(法703の4①)

(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。(法703の4③・⑫・⑳)

なお、国民健康保険法附則第7条に規定する退職被保険者等所属市町村における退職被保険者等(同条に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)に係る基礎課税額は、一般被保険者(退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る基礎課税額の算定に用いられた率又は額と同じ率又は額を用いて算定するものであること。(法附則38の2

_____)

(5)～(8) 略

納付金」という。)等及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用を含む。

)の分賦金に充てるため、国民健康保険税を課することができるものであること。(法703の4①)

(3) 略

(4) 被保険者に係る標準基礎課税総額及び標準後期高齢者支援金等課税総額並びに標準介護納付金課税総額が、当該年度の初日における見積額等によることとされていることにかんがみ、年度途中において課税総額を変更することをなるべく避けるよう留意すべきであること。(法703の4③・⑫・⑰)

なお、国民健康保険法附則第7条に規定する退職被保険者等所属市町村における退職被保険者等(同条に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)に係る基礎課税額は、一般被保険者(退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る基礎課税額の算定に用いられた率又は額と同じ率又は額を用いて算定するものであること。(法703の4⑫・⑬・⑭・⑮、法附則3

8)

(5)～(8) 略